

全町民に「マイナンバー」

～連載第10回 マイナンバーカード（個人番号カード）を交付しています～

現在、役場窓口でマイナンバーカードを交付しています。

住民課 ☎823-9205

FAX 823-9627

交付対象者	マイナンバーカードの申請を行い、手元に交付通知書（ハガキ）が届いた人 ※マイナンバーカードが作成され次第、順次「交付通知書（ハガキ）」を送付しています。まだ交付通知書が届いていない人は、もうしばらくお待ちください。
交付日時	平日（祝日を除く月～金曜日）、および第2土曜日8時30分～17時15分 ※ただし、3月27日（日）から4月2日（土）まで、窓口を延長します。 3月28日（月）～4月1日（金）は、8時30分～19時 3月27日（日）と4月2日（土）は、8時30分～12時
交付場所	住民課（役場1階）窓口
持参するもの	交付通知書（ハガキ）、通知カード、住基カード（所有している人）、本人確認書類
注意事項	・15歳未満の人や成年被後見人の場合、本人と法定代理人の両方の来庁が必要です。 ・原則、本人の来庁が必要です。本人が来れない場合は、住民課まで相談してください。 ・交付窓口が大変混みあっており、交付まで時間がかかる可能性があります。ご了承ください。 ・通知カードと引き換えにマイナンバーカードを交付しますので、通知カードは必ず持参してください。 ・交付時に、本人確認を実施しています。交付通知書（ハガキ）、通知カードと併せて、本人確認書類として次のものを持参してください。

本人確認書類一覧（いずれも有効期限内のもの）

1点でよいもの（顔写真付きのもの）	住基カード、マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、一時庇護許可書または仮滞在許可書
2点必要なもの（主なもの）	生活保護受給者証、健康保険または介護保険の被保険者証、各種年金証書などの証書の類。 電気工事士免状・無線従事者免許証など、公的な機関が発行した免状・免許証の類。 住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類。 ※詳しくは、海田町ホームページや、住民課（役場1階）まで問い合わせてください。

昨年の広報かいた6月号から、マイナちゃん登場でお伝えしてきました、マイナンバー制度の特集記事は今回で最終回となります。これまでご愛読いただき、ありがとうございます。今後、マイナンバー制度についての質問は、内閣官房のマイナンバーホームページをご覧ください。役場などに相談してください。

さよなら！
マイちゃん vol.10

ーいつもみんなの近くにいるよ！ー



jyumin

【内閣官房のマイナンバーホームページ】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）】

日本語対応◆0120-95-0178

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応◆

0120-0178-26（マイナンバー制度に関すること）

0120-0178-27（「通知カード」「個人番号カード」に関すること）